

青少年の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第52号

青少年の家条例の一部を改正する条例

青少年の家条例（昭和56年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後							
別表第1（第5条の2関係）						別表第1（第5条の2関係）							
青少年の家の名称	附属の施設	単 位		使用料の額		附属の設備の使用料の額	青少年の家の名称	附属の施設	単 位		使用料の額		附属の設備の使用料の額
				高等学校生徒、学生及び勤労青少年	一 般						高等学校生徒、学生及び勤労青少年	一 般	
岩手県立 県南 青少年の家	研修室、音楽室、視聴覚室、創作室、作法室又はオリエンテーション室	1時間までごとに1室ごとに	9時から17時まで	[略]	円		研修室、音楽室、視聴覚室、創作室、作法室又はオリエンテーション室	1時間までごとに1室ごとに	9時から17時まで	[略]	円		
			17時から21時まで	[略]	<u>270</u>				17時から21時まで	[略]	<u>280</u>		
	体育館	1時間までごとに	9時から17時まで	[略]	<u>420</u>		キャンプ場体育館	1時間までごとに	9時から17時まで	[略]	<u>430</u>		
			17時から21時まで	<u>290</u>	<u>560</u>				17時から21時まで	<u>300</u>	<u>570</u>		
多目的グラウンド又は野球場	[略]			<u>430</u>		多目的グラウンド又は野球場	[略]			<u>440</u>			
[略]						[略]							

	キャンプ場	[略]		<u>340</u>		
	宿泊室	[略]		<u>300</u>	<u>590</u>	
岩手 県立 陸中 海岸 青年の 家	研修室、音楽室 又は視聴覚室	1時間 までご とに1 室ごと に	9時から 17時まで	[略]	<u>270</u>	
			17時から 21時まで	[略]	<u>360</u>	
	体育館	1時間 までご とに	9時から 17時まで	[略]	<u>420</u>	
			17時から 21時まで	<u>290</u>	<u>560</u>	
	グラウンド	[略]		<u>430</u>		
	キャンプ場	[略]		<u>340</u>		
宿泊室	[略]		<u>300</u>	<u>590</u>		
岩手 県立 県北 青年の 家	研修室、音楽室 、創作室、プラ ネタリウム室、 プレイホール又 はふれあいホー ル	1時間 までご とに1 室ごと に	9時から 17時まで	[略]	<u>270</u>	
			17時から 21時まで	[略]	<u>360</u>	
	スポーツホール	1時間 までご とに	9時から 17時まで	[略]	<u>420</u>	[略]
			17時から 21時まで	<u>290</u>	<u>560</u>	
ソフトボールグ ラウンド又はタ ーゲットバード	[略]		<u>430</u>			

	キャンプ場	[略]		<u>350</u>		
	宿泊室	[略]		<u>310</u>	<u>600</u>	
岩手 県立 陸中 海岸 青年の 家	研修室、音楽室 又は視聴覚室	1時間 までご とに1 室ごと に	9時から 17時まで	[略]	<u>280</u>	
			17時から 21時まで	[略]	<u>370</u>	
	体育館	1時間 までご とに	9時から 17時まで	[略]	<u>430</u>	
			17時から 21時まで	<u>300</u>	<u>570</u>	
	グラウンド	[略]		<u>440</u>		
	キャンプ場	[略]		<u>350</u>		
宿泊室	[略]		<u>310</u>	<u>600</u>		
岩手 県立 県北 青年の 家	研修室、音楽室 、創作室、プラ ネタリウム室、 プレイホール又 はふれあいホー ル	1時間 までご とに1 室ごと に	9時から 17時まで	[略]	<u>280</u>	
			17時から 21時まで	[略]	<u>370</u>	
	スポーツホール	1時間 までご とに	9時から 17時まで	[略]	<u>430</u>	[略]
			17時から 21時まで	<u>300</u>	<u>570</u>	
ソフトボールグ ラウンド又はタ ーゲットバード	[略]		<u>440</u>			

ゴルフ場					
スケート場	[略]		<u>390</u>	<u>540</u>	1 靴 高等 学校生徒、 学生及び勤 労青少年に あつては1 人1足につ き <u>340円</u> 、 一般にあつ ては1人1 足につき <u>450円</u> 2 [略]
[略]					
キャンプ場	[略]		<u>340</u>		
宿泊室	[略]	<u>300</u>	<u>590</u>		

[略]

別表第2 (第3条、第6条関係)

青 少 年 の 家 の 名 称	附 属 の 施 設	利用料金の上限額						
		個人使用			貸切使用			
		区 分	小学校 児童及 び中学 校生徒	高等学 校生徒 及び学 生	一 般	区 分	料金を 徴収し ない場 合	料金を 徴収す る場合
岩	ス	普通利用料	[略]	円	円	土曜日及び	円	円

ゴルフ場					
スケート場	[略]		<u>400</u>	<u>550</u>	1 靴 高等 学校生徒、 学生及び勤 労青少年に あつては1 人1足につ き <u>350円</u> 、 一般にあつ ては1人1 足につき <u>460円</u> 2 [略]
[略]					
キャンプ場	[略]		<u>350</u>		
宿泊室	[略]	<u>310</u>	<u>600</u>		

[略]

別表第2 (第3条、第6条関係)

青 少 年 の 家 の 名 称	附 属 の 施 設	利用料金の上限額						
		個人使用			貸切使用			
		区 分	小学校 児童及 び中学 校生徒	高等学 校生徒 及び学 生	一 般	区 分	料金を 徴収し ない場 合	料金を 徴収す る場合
岩	ス	普通利用料	[略]	円	円	土曜日及び	円	円

手 県 立 県 北 青 少 年 の 家	ケ ー ト 場	金（1回につき）		<u>460</u>	<u>650</u>	休日の利用料金（1時間までごとに）		
		回数利用料金（6回につき）	<u>800</u>	<u>2,340</u>	<u>3,270</u>			<u>12,200</u>
	定期 利用 料金 （1 シー ズン につ き）	競技 関係 者	<u>3,210</u>	<u>9,380</u>	<u>13,080</u>	その他の日の利用料金（1時間までごとに）	<u>9,150</u>	<u>18,310</u>
		その他 の者	<u>6,420</u>	<u>18,760</u>	<u>26,170</u>			
	附 属 の 設 備 の 利 用 料 金	靴（1回につき）	[略]	<u>400</u>	<u>530</u>	附 属 の 設 備 の 利 用 料 金	放 送 設 備 （1 時 間 ま で ご と に）	<u>660</u>
[略]			[略]	[略]				

[略]

手 県 立 県 北 青 少 年 の 家	ケ ー ト 場	金（1回につき）		<u>470</u>	<u>660</u>	休日の利用料金（1時間までごとに）		
		回数利用料金（6回につき）	<u>820</u>	<u>2,380</u>	<u>3,330</u>			<u>12,430</u>
	定期 利用 料金 （1 シー ズン につ き）	競技 関係 者	<u>3,270</u>	<u>9,550</u>	<u>13,320</u>	その他の日の利用料金（1時間までごとに）	<u>9,320</u>	<u>18,650</u>
		その他 の者	<u>6,540</u>	<u>19,110</u>	<u>26,650</u>			
	附 属 の 設 備 の 利 用 料 金	靴（1回につき）	[略]	<u>410</u>	<u>540</u>	附 属 の 設 備 の 利 用 料 金	放 送 設 備 （1 時 間 ま で ご と に）	<u>670</u>
[略]			[略]	[略]				

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。